

権利関係⑨

相続

○×式確認問題

【問題】

＊ 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 父Aと子Bが同乗していた飛行機が墜落し、二人とも死亡したときのように、どちらが先に死亡したかわからないときは、同時死亡と推定し、AとBの間では相続は生じないので、Bに子がいた場合(Aの孫)でも、代襲相続は起こらない。
- 2 被相続人の権利義務は、すべてその相続人が相続するので、その一身に属する権利についても、一定の場合は相続される。
- 3 相続人は、相続開始を知ったときから6カ月以内に、単純承認、限定承認もしくは相続の放棄の意思表示をしなければならない。
- 4 AとBが婚姻中に生まれたAの子Cは、AとBの離婚の際、親権者をBと定められたが、Aはその後再婚して、再婚に係る配偶者がいる状態で死亡したときは、Cにも法定相続分がある。
- 5 Aに、配偶者B、Bとの婚姻前に縁組した養子C、Bとの間の実子D、Dの実子E及びFがいる場合において、Dが死亡し、その後Aが死亡したとき、BとCとEとFがAの相続人となり、EとFの法定相続分はいずれも4分の1となる。
- 6 居住用建物を所有するAが死亡した場合で、Aに配偶者B、母C、兄Dがいるとき、Dは相続人とならず、BとCが相続人となり、Cの法定相続分3分の1となる。
- 7 被相続人Aの子Bが、相続の開始後に相続放棄をした場合、Bの子C(被相続人の孫)が、Bを代襲して相続人となることはない。

- 8 配偶者短期居住権は、被相続人の相続開始時点において、配偶者が無償で建物に居住していた場合、当該配偶者は、一定の期間(原則、相続の開始のときから3カ月)無償で当該建物を使用することができる。
- 9 配偶者居住権が認められるためには、被相続人の相続開始時点において、配偶者が建物に居住している必要はない。
- 10 適法な遺言をした者が、その後、更に適法な遺言をした場合、前の遺言のうち後の遺言と抵触する部分は、後の遺言により撤回したものとするには一定の手続きがある。
- 11 Aが死亡し、相続人として、妻Bと嫡出子C・D・Eがいる場合、Aが遺産をCに遺贈していたときは、その遺贈が、B、D及びEの遺留分を侵害していたとしても、Cへの遺贈は何ら問題なく効力を生じる。